

2. 新旧対照表

改 正 案				現 行 規 則			
小菅村漁業協同組合内共第七号第五種共同漁業権遊漁規則				小菅村漁業協同組合内共第七号第五種共同漁業権遊漁規則			
第1～2条 略				第1～2条 略			
(遊漁についての制限)				(遊漁についての制限)			
第3条				第3条			
2 遊漁者は、調整規則の規定を遵守するとともに次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる漁具漁法により、ウ欄の区域内で、エ欄の期間中でなければ遊漁してはならない。				2 遊漁者は、調整規則の規定を遵守するとともに次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる漁具漁法により、ウ欄の区域内で、エ欄の期間中でなければ遊漁してはならない。			
ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 区 域	エ 期 間	ア 魚 種	イ 漁 具 ・ 漁 法	ウ 区 域	エ 期 間
やまめ	竿 釣 り ・ただし、軟質 プラスチック 製疑似 餌の使用を 禁止する。	全域(但し、禁漁区〔宮川、山沢川、玉川〕、及び組合が開設する小菅村村営第1釣場及び小菅村村営第2釣場を除く。以下同じ)	解禁日から 9月30日まで	やまめ	竿釣り	全域(但し、禁漁区〔宮川、山沢川、玉川〕、及び組合が開設する小菅村村営第1釣場及び小菅村村営第2釣場を除く。以下同じ)	解 禁 日 か ら 9月30日ま で
いわな			解禁日から4 月を除く9月 30日まで	うぐい			
にじます			解禁日から 9月30日まで	にじます	竿釣り	全域	解 禁 日 か ら 9月30日ま で
にじます	竿 釣 り ただし、疑似餌	小菅村字池之尻 河原4308番	10月1日から 解禁日まで				

	による釣りに限る。 ・疑似餌については下記欄外のとおりとする（※）。	地標柱1号と同池之尻河原4309番地標柱2号を結ぶ直線から小菅村4659番地先通称頭首工までの区域	
やまめ いわな		小菅村村営第1釣場及び小菅村村営第2釣場	3月15日から9月30日まで
にじます		小菅村村営第1釣場及び小菅村村営第2釣場	1月1日から12月31日まで

※疑似餌はかえしの無い一本針に限る。また、軟質プラスチック製疑似餌の使用を禁止する。

にじます	竿釣り	小菅村字池之尻河原4308番地標柱1号と同池之尻河原4309番地標柱2号を結ぶ直線から小菅村4659番地先通称頭首工までの区域	10月1日から解禁日まで
いわな	竿釣り	全域	解禁日から9月30日まで
うぐい	竿釣り	全域	解禁日から4月を除く9月30日まで
やまめ いわな	竿釣り	小菅村村営第1釣場及び小菅村村営第2釣場	3月15日から9月30日まで
にじます	竿釣り	小菅村村営第1釣場及び小菅村村営第2釣場	1月1日から12月31日まで

3 前項の定める期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、ウ欄の期間中は採捕してはならない。ただし、イ欄の漁具・漁法で釣った魚を直ちに再放流する場合はこの限りではない。

ア 区 域	イ 漁具・漁法	ウ 期 間
小菅村セト21 20-4地内に ある小菅村漁協 の標識から下流 の金風呂橋の間 の区域	竿 釣 り <u>ただし、疑似餌による 釣りに限る。</u> <u>・疑似餌については下 記欄外のとおりとす る(※)。</u>	解禁日から 9月30日ま で

※疑似餌はかえしの無い一本針に限る。また、軟質プラスチック製疑似餌の使用を禁止する。

第3条 4～第8条 略

3 前項の定める期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、ウ欄の期間中は採捕してはならない。ただし、イ欄の漁具・漁法で釣った魚を直ちに再放流する場合はこの限りではない。

ア 区 域	イ 漁具・漁法	ウ 期 間
小菅村セト2120-4 地内にある小菅村漁協の 標識から下流の金風呂橋 の間の区域	竿釣り。ただし、疑 似餌による釣り	解禁日から9月 30日まで

第3条 4～第8条 略